

高津発 日本改革!

ほりぞえ健ニュース

2004年7月号 No.14
民主党 ほりぞえ健事務所

〒213-0033

川崎市高津区下作延266 エスビル4階
(溝の口駅徒歩2分 高津区役所隣り)

電話 044-855-1479 FAX 044-855-1489

http://www.horizoe.com

E-mail: horiken@horizoe.com

川崎市6月定例会を振り返って

川崎市議会議員 ほりぞえ健

(事務局)

6月定例会が6月1日から22日まで開催されました。この定例会のトピックスについてお伺いいたします。

(堀添)

6月定例会は、例年6月末までの間開催されるのですが、今年は24日に参議院議員選挙の公示がされますので、若干会期が短くなっています。6月定例会では、斜面地における建築物の規制を定めた新条例が一番のポイントでしたが、これ以外にも職員通勤手当の支給方法の変更や、高津区にある下作延中央保育園の指定管理者の指定案件等、他にも大切な議案がありました。

職員通勤手当の支給方法の変更は、今までは1ヶ月定期券の単価を基準に支払っていた通勤手当を、基本的に6ヶ月定期券の単価を基準に支払うことに変更するものです。一般に定期券を1ヶ月単位で買う方は少ないですから、通勤手当の支給において「過払い」状況であったのを実費にあわせたこととなります。

実際には民間の大企業においても、定期券を現物で渡すのではなく購入費を現金で支給しているところは、1ヶ月単価で支給しているところも少なくないのですが、本市においては民間企業以上に厳しい姿勢で対応

したということですので、これは評価すべきであると思います。この変更により、概ね年間1億円から2億円程度の経費削減となります。

また、下作延中央保育園の指定管理者の指定案件は、3月議会でこの保育園の管理運営を指定管理者方式で行うことを議決しましたので、それに基づき、指定管理者を指定したものです。応募団体の中から、選考委員会で選考を行い、財団法人川崎市保育園協会が今後5年間、指定管理者として管理運営を行うこととなります。

(事務局)

斜面地における建築物の規制条例では、委員会でもかなり議論が行われたようですね。

(堀添)

はい。平成6年の建築基準法の改正により、地下室の建築に関する規制が緩和されましたが、これにより斜面の下から頂上までの建物が高さにかかわらず建築できるようになりました。たとえば、一見10階建に見えるのですが、実は斜面の上にある最上階が2階で、一般的な1階は地下8階とすることで建築できてしまっていたのです。

高津区は、東側の平野部と西側の丘陵部の境が南北に走っており、この



by A. Misawa

- 1963(昭和38)年2月6日、高津区に生まれ、高津小学校出身。桐朋中学、高校を経て東京工業大学を卒業。
- 東京都三鷹市で9年間、地域情報化やプライバシー保護等に従事。
- セブーンイレブン本部での情報システム構築をはじめ、ITを活用したシステムづくりに従事。
- 2003年4月、川崎市議会議員に初当選。
- 民主党神奈川県第18区総支部副幹事長
- 経済産業省 システム監査技術者
- 妻と長女(中学2年)の3人家族

崖線が緑地の保全に役立っていました。これが、建築基準法の改正により、斜面地が有効な建築物用地に変わったため、共同住宅等の建設が急速に広がったわけです。

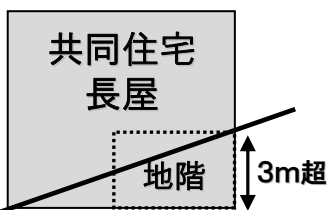
昨年制定した「まちづくり3条例」の審議の中でも、これは重要な問題として指摘がされており、行政としても同じ問題を抱えている横浜市、横須賀市と共に連絡会を立ち上げ、研究をしてきました。今回の条例はこうした取り組みの成果であるといえるかもしれません。

(事務局)

川崎市の条例は、同様の条例を持つ鎌倉市と比べ、事業者に対する規制が弱いのではないか、という議論もあるようですが。

斜面地建築物の規制概要

◎斜面地建築物とは?



建物階数の制限

- 第1種高度地区：階数5以下
- 第2種高度地区：階数7以下

◎斜面地対象事業とは?

- 500m²以上の一定の区域内で、
- 斜面地建築物 または敷地内の高低差が5mを越える事業。

盛土の制限

壁面位置の制限

(堀添) 前ページからの続き

そうですね。川崎市の条例は1つ1つの建築物を規制対象にしていますので、それでは別々の建物だけれども下から見ると1つの建造物に見えるケースはどうなんだ、といいますと、これだけでは規制対象とはなりません。この点は委員会審議の中でも議論が集中したところです。川崎市がこれを除外した理由は、もともと風致地区が多く緑地保全を目的とした鎌倉市とは、おかれている環境や条例制定の目的が異なるため、との説明がありました。議会ではいろいろな視点から審議を行いました。いずれにせよ今回の条例制定により、少なくとも一定の歯止めがかかることは事実ですので、全会一致で可決した次第です。9月より正式に条例が施行されますが、条例の趣旨に反し、規制をかいくぐるような建築が目に見えるようであれば、条例改正を含め規制強化を検討することになると思います。

(事務局)

委員会といえば、議員は本年度は総務委員会所属ですね。

(堀添)

はい。昨年度は健康福祉委員会でしたので、所管する健康福祉局、消防局の案件の審議を行いました。たまたま昨年度は、敬老特別乗車証をはじめ重要案件が目白押しだったため、週2日ある委員会の事前準備にかなり時間がかかった印象があります。

本年度は総務委員会ということで、ここは総務局、総合企画局、財政局をはじめ、教育委員会、収入役室、選挙管理委員会、人事委員会、市民オンブズマン事務局なども所管しています。

本年度は、新しい総合計画や自治基本条例の策定をはじめ、新教育プランも策定する年となりますので、日程的にもかなり忙しくなると思います。

新総合計画に関しては、7月下旬に議員に対する全員説明会が開催される予定で、ここで計画案の概要が示されることになると思います。今回の計画は、いわゆる経常的な業務を含め、川崎市行政のすべてが対象となりますので、現在の総合計画よりも範囲が広がります。私の所属会派である民主・市民連合では、議員をチームに分け、分野別にかなりつっこんだ検討を行っています。



(事務局)

自治基本条例の方はいかがですか。

(堀添)

この条例は、地方自治体としての基本的なルールを定めた「自治体の憲法」とでもいうべき条例として検討が進められています。私自身は、こうした条例が制定されること自体に意義を感じていますが、中身に関していえば、とくに2つの点を期待しています。

まず第1は、常設型の住民投票制度について規定される点です。すでに桐生市や富士見市、我孫子市、政令指定都市では広島市が常設型の住民投票制度を持っていますが、やはりこれからの地方自治体は、間接民主主義を補完する上でも、直接住民が意志決定に参加できる仕組みが必要です。具体化に当たっては、住民投票の発議権をだれに与えるのか、また有権者の範囲、たとえば18歳以上の方や永住外国人にも投票権を与える、といったことですが、これらの枠組みに関する事項だけでなく、実施にあたって、できるだけ経費を削減するための工夫も必要になってくると思います。また、意志決定のためには、意志形成過程に関する情報の公開も重要になってきますので、このあたりの具体化もポイントです。

第2は、区への分権です。これは私自身の持論なのですが、地方自治体が果たすべき役割から考えたときに、現在の地方自治体の規模は必ずしも適当ではないと思います。とくに川崎市のような都市部においては、広域生活圏に対応した、市域を超える広い行政が必要になってきていますが、たとえば交通行政を考えても、現在の都道府県や市町村の枠組みでは問題解決が難しいことは明らかではないでしょうか。他方、地域に密着した行政サービスを提供するには、人口130万人という規模は大きすぎます。この面では、近隣生活圏やコミュニティ生活圏に対応した行政単位が最適であると思います。

広域行政の課題については、検討が進められている首都圏連合をはじめとした道州制に向けての取り組みが現時点における解決策だと思えますし、基礎的自治体としての身近な行政という課題については、まずは7つの行政区への分権が必要であると感じています。

(事務局)

区長に関しては、現在の常勤一般職員から、期限付任用職員に切り替えていくことが、新聞でも報道されていましたね。

(堀添)

そうですね。この部分についての具体化も、これから議論をしていかなければならない点を多く含んでいると思いますが、まずは区への分権に向けて、区トップ人事のあり方を変えていくということだと思えます。現在、区長は本庁事業局の行う事業への調整権限をほとんど持っていないので、最終的にはこのあたりに踏み込んでいく必要があると思います。

また、導入時期は若干ずれる可能性がありますが、区民会議という仕組みも大切な役割を果たすものになると思います。いずれにせよ、現在の市長、区長、県会議員、市議会議員といった枠組みにとらわれることなく、地域の問題を地域で共有し、考え、解決する仕組みとしてなにか最適なのか、という観点で取り組まなければならないと思います。松沢知事が昨年の選挙において、「最後の知事になるつもりで取り組む」と訴えられましたが、問題のレベルに違いはあるとはいえ、同様の決意が私たちにも求められていると思います。

(事務局)

長時間にわたり、ありがとうございました。

(2004年6月28日)

はやわかり

新総合計画と自治基本条例

自治基本条例

地域社会における課題解決のための基本的考え方や仕組みを定める条例

新総合計画

地域社会における課題解決のための具体的施策や仕組みを定める計画

柱立て(案)

自治基本条例の必要性と意義

自治基本条例について(あり方)

めざす自治のイメージ

(市民のあり方)

議会

市長・行政

コミュニティと区

自治体における市民・議会・行政の関係

制度・しくみ

条例の運用

計画策定の基本方針

策定の趣旨

- 社会環境や構造の変化への対応。
- 行財政改革の推進。

基本的視点

- 行財政改革プランの継承、地域経営の視点の重視。
- 重点課題、優先課題の明確化。
- 施策や取組の成果・効果が「市民の実感」として把握できる課題設定。
- 「幅広い参加と議論」により課題の明確化と共有。

基本的枠組

- 10カ年程度の基本構想の策定。
- 施策・事業体系の再構築。
- 3カ年程度の重点戦略プランの策定。

新総合計画の柱立て(案)

安全で快適に暮らすまちづくり

- 快適に暮らせるまちをつくる。
- 安定した供給機能を提供する。
- 安全な暮らしを守る。

幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

- 自助・共助・公助のしくみを育てる。
- ノーマライゼーションを進める。
- 安心な暮らしを確保する。
- すこやかで健全な暮らしを守る。
- 地域での確かな医療を提供する。

人を育て心を育むまちづくり

- 地域で子どもを慈しみ育てる。
- 生涯を通じて学び、成長する。
- 共に支え生きる心を育む。

環境を守り自然と調和したまちづくり

- 生活環境を守る。
- 環境配慮と循環型のしくみをつくる。
- 緑を守り、育てる。
- 農を興し、親しむ。
- 憩いとうるおいをつくり出す。

活力にあふれ躍動するまちづくり

- 川崎を支える産業を育てる。
- 新たな産業の芽を出す。
- 臨海部から川崎の再生を進める。
- 都市の拠点機能を整備する。
- 基幹的な交通体系を構築する。

地域の魅力が輝く自治と風格のまちづくり

- 川崎の魅力を育てる。
- 川崎に集い、楽しむ。
- 市民自治を拡充する。
- 地域の個性を尊重する。

第13回「川崎市政に参加する会」のご案内

私たちの住む川崎市を「安心して暮らせるまち」にしていくためには、私たちの手でもっともっと変えていかなければならないと思います。

一人一人の主権者の皆様とともに、新しい川崎市のあり方について、勉強し、議論し、実行していく場として、「川崎市政に参加する会」を開いています。

毎月、その時々にあったテーマを設定し、開催しておりますので、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

第13回 8月1日 午後2時～ 高津市民館

「参議院選挙を振り返って」

(※) 日程が変更となりましたのでご注意ください。

第14回 8月29日 午後1時半～てくのかわさき

「自治基本条例と地方分権」

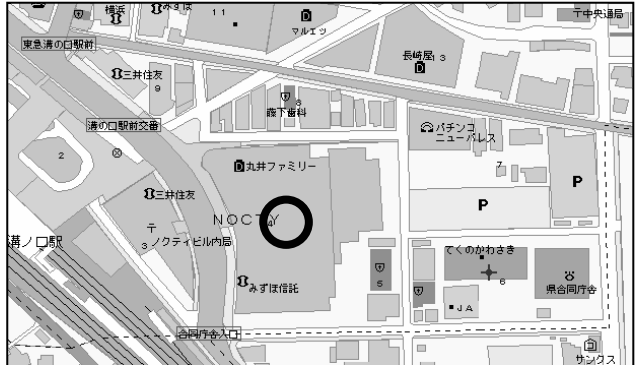
日時：2004年8月1日（日）

午後2時から4時まで。

場所：高津市民館

溝の口駅前マルイファミリー12階

溝口1-6-10 044-812-1090



このニュースはご自宅にも配送しております。毎月確実にご覧になりたい方は、ほりぞえ健事務所までお気軽にご連絡ください。（電話855-1479）

民主党 神奈川県 第18区総支部事務所

(ひだか剛事務所も併設しております。)

〒213-0001

川崎市高津区溝口1-20-10

東方ビル3階

電話：044-850-1205

FAX：044-850-1206

溝の口駅、高津駅から徒歩5分です。1階が文具店のビルの3階です。

<http://www.the-hidaka.net/>



政治資金ご寄付のお願い

地元から日本改革を実現するために、皆様の温かいご支援をお願い申し上げます。

「ほりぞえ健後援会」宛

郵便振替：高津郵便局 口座00270-1-24169

銀行振替：川崎信用金庫 高津支店 普通0796294

長崎県佐世保市で起きた小学生女児の死亡事件から一ヶ月がたった。加害女児に対する精神鑑定など、事件の原因や動機に明らかには冷静で丁寧な対応が必要であり、なには冷たい時間がかかるに違いない。今回の事件は、全国どこにでもある小学校で、特に「問題児」として把握されていたわけではない。「普通の」子どもが起きたこと、インターネットという、今や子どもたちにとって日常的になじみ深いツールが、一つのきっかけになってしまっていること、多くの親が他人事では済ませられない不安を感じてはいる。背景については軽々に決め付けはできないが、子ども心の変化について、ますますつかみにくい世の中になってきているということは言えるだろう。子どもたちが親に反抗して言葉が少なくなることは昔からあった。しかし以前はそれでも、異年齢の子どものつながりや、同級生の親をはじめとするまわりの大人たちのまなざしがあり、間接的であっても親に子どもの様子が伝わりやすかった。今もう一度、詮索する「興味」ではなく、温かな「関心」を子どもに寄せ、見守る大人のネットワークを作ることに。それが、同様な事件を防ぐ一つの方向になるのではないかと。その意味で、保育園やわくわくプラザの役割ももっと見直されていいのではないかと。これまで、親が働いているために子どもを「しかたなく」預ける場として捉えられがちであった。しかし、親と子の一対一の密室の子育てが虐待に結びつく可能性も指摘されている。そうした事態を防ぐという消極的な意義のみならず、親だけではなく多様な人間とかがわらさず、子どもたちの成長発達を促すという専門家も多い。先ごろ、女性一人が産む子どもの平均数を示す「合計特殊出生率」が、一・二九にまで低下したことが話題になった。子育てにかなりの費用がかかるだけでなく、特に女性にとつて、精神的にも肉体的にも過重な負担となることも予想され、自信が持てないと感じる。子育ての強化は、少子化対策といふ「量」の面だけでなく、子どもを「質」の面でも求められている。

(事務局ゆ)